

B T V株式会社個人情報保護管理規程

第2章 総則

(目的)

第1条 この規程は、B T V株式会社（以下「会社」という。）が取り扱う個人情報の適切な保護のためのルールを定め、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

2 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

3 この規程において「役職員」とは、次の者をいう。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項に定める役員であつて、会社の役員である者
- (2) 雇用期間の定めの有無を問わず会社が雇用する一切の労働者
- (3) 出向契約に基づき会社が受け入れる者
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に定める派遣労働者であつて、その派遣先が会社である者

4 この規程において「個人情報保護コード」とは、個人情報保護につき役職員が遵守すべき事項、手続及び手順を定める実施細則をいう。

5 この規程において「個人情報に係る違反事実」とは、次の各号に定める法令等に違反する事実をいい、「個人情報に係る違反行為」とは、次の各号に定める法令等に違反する行為をいう。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護の関連法令
- (2) この規程
- (3) 個人情報保護コード

(役職員の責務)

第3条 役職員は、個人情報保護法の内容及びプライバシーポリシーの趣旨を理解するとともに、この規程を遵守しなければならない。

2 役職員は、その担当する業務を外部の業者に委託するときは、その外部の業者に対して、必要に応じ、契約又はこれに準ずる手段を通じて会社が保有する個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

第2章 個人情報保護推進体制

(個人情報保護推進委員会)

第4条 個人情報の保護を推進する機関として、個人情報保護推進委員会を設置する。

(所管事項)

第5条 個人情報保護推進委員会の所管事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人情報保護の推進に関する基本方針及び諸施策の審議並びに審議結果の取締役会への上申
- (2) この規程及び個人情報保護コードの改廃の審議並びに審議結果の取締役会への上申
- (3) 個人情報保護に係る教育・研修プログラムの策定及び個人情報保護管理責任者に対する当該プログラムの実行の指示
- (4) 個人情報保護に係る事項についての個人情報保護管理責任者に対する指導
- (5) 個人情報保護に係る事項についての役職員の相談に対する助言
- (6) 個人情報に係る違反事実の調査

- (7) 個人情報に係る違反行為を行った役職員に対する懲戒処分の要否の検討及びその検討結果の懲戒処分決定権者に対する意見具申
- (8) 個人情報保護に係る違反事実の再発防止策の検討及び取締役会に対するその検討結果の上申
- (9) 上記以外の事項であってこの規程に定める事項
- (10) その他個人情報保護の推進に関する事項
(委員会の構成と委員の任命)

第6条 個人情報保護推進委員会は、委員長1名及び委員6名で組織する。

2 委員長及び委員は、社長が任命する。

(委員長)

第7条 委員長は、個人情報保護推進委員会を総理し、これを代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指命する委員が委員長の職務を代行する。

(会議)

第8条 個人情報保護推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

第3章 個人情報保護管理責任者

(個人情報保護管理責任者の設置)

第9条 個人情報の管理を行うため、各部及び各局にそれぞれ1名以上の個人情報保護管理責任者を設置する。

2 各部の長又は各局長は、当該部又は局毎に個人情報保護管理責任者の候補者を選定し、推薦理由を添えて当該候補者を個人情報保護推進委員会に推薦しなければならない。

3 個人情報保護管理責任者は、個人情報保護推進委員会の決議を経て個人情報保護推進委員会委員長が任命する。

4 個人情報保護管理責任者に異動があったときは、当該個人情報保護管理責任者が属する部又は局の長は速やかに後任の個人情報保護管理責任者の候補者を選定し、推薦理由を添えて後任の個人情報保護管理責任者の候補者を個人情報保護推進委員会に届け出なければならない。後任の個人情報保護管理責任者の任命については、前項の規定を準用する。

(個人情報保護管理責任者の職務)

第10条 個人情報保護管理責任者の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人情報保護管理責任者が所属する部又は局の役職員（この条においては単に「役職員」という。）に対し、個人情報に係る教育・研修を行うこと。
- (2) 個人情報保護推進委員会の指示を実行すること。
- (3) 本人からの個人情報保護に係る苦情の受理及び個人情報保護推進委員会の指示に基づき当該苦情を処理すること。
- (4) 次の各事項を防止するため、役職員に対し、個人情報を含む情報に係る事務処理について個人情報を保護するために遵守すべき手順及び手続を遵守させること。
 - イ 個人情報への不正なアクセス
 - ロ 個人情報の紛失
 - ハ 個人情報の破壊、改ざん
 - ニ 個人情報の漏洩
- (5) 前項の各事項を防止するために、個人情報を含む情報を処理する情報処理機器及びそのシステムを管理すること。
- (6) 第18条に定めるところに従い、個人情報の開示請求を処理すること。
- (7) 第19条に定めるところに従い、個人情報を訂正すること。

2 個人情報保護管理責任者は、前項に定める各事項の実施状況及び実施結果を個人情報保護推進委員会に報告しなければならない。

第4章 個人情報の管理

(個人情報の利用)

第11条 会社は、会社の業務の目的のために個人情報を利用するものとし、会社の業務の目的とは、次の各号に例示するものとする。

- (1) 業務上の連絡（対外的に行う業務上の連絡と会社内で行う業務上の連絡の双方を 含む。）
- (2) 会社の事業に係る商品又は役員に関する情報の案内
- (3) 法律上要求される諸手続
- (4) 職員に係る賃金・賞与・手当の決定及び支払
- (5) 職員に係る源泉徴収手続
- (6) 職員に係る人事考課
- (7) 職員の人事異動その他の雇用管理
- (8) 職員に係る社会保険手続
- (9) 職員の健康管理

(個人情報の利用目的の公表)

第12条 会社が個人情報を取得した状況から個人情報の利用目的が会社の業務の目的であることが明らかでない個人情報の利用目的については、会社は、次の各号に定める個人情報の本人の区分に応じ、当該各号に定める方法により、これを公表する。

- (1) 役職員でない本人の個人情報 ホームページ
- (2) 役職員である本人の個人情報 イン트라ネット

2 会社は、本人との契約締結に伴い作成される契約書には、当該契約に記載された個人情報の利用目的を記載するものとする。

3 前2項に定めるところにより会社が公表し、又は契約書に記載する個人情報の利用目的の内容の詳細は、個人情報保護推進委員会が策定し、策定結果を社長に上申するものとする。

(取締役会その他関係部署の責務)

第13条 この規程に定めるところにより個人情報推進委員会から上申又は意見具申を受けた取締役会、社長その他の関係部署は、個人情報推進委員会の上申又は意見具申の内容を尊重して、その実行に必要な措置を実施するものとする。

第5章 役職員の遵守事項

(個人情報の違法な取得の禁止)

第14条 役職員は、偽りその他不正の手段を用いて個人情報を取得してはならない。

(機微な個人情報の収集の禁止)

第15条 役職員は、本人の同意がある場合又は法令に定めがある場合を除き、次の各号に定める事項に含まれる個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 労働者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療及び性生活に関する事項

(会社の業務の目的以外の目的のための個人情報の利用の禁止)

第16条 役職員は、次の各号に定める場合を除き、会社の業務の目的以外の目的のために個人情報を利用してはならない。

- (1) 本人がその個人情報の利用を同意した場合であって、本人が同意した目的又は事項の範囲で利用する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報に係る違反行為の命令等の禁止)

第17条 役職員は、次の各行為を行ってはならない。

- (1) 他の役職員に対して個人情報に係る違反行為を指示又は命令すること。
- (2) 他の役職員に対して個人情報に係る違反行為を教唆すること。
- (3) 他の役職員の個人情報に係る違反行為を黙認すること。

第6章 個人情報の開示請求及び個人情報の訂正請求についての取扱い

(開示請求の取扱い)

第18条 本人からその個人情報の開示の請求があったときは、個人情報管理責任者は、次の各号に定める場合を除き、本人に限ってその個人情報を開示するものとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 前項の場合において開示する情報の範囲は、本人の個人情報を含む情報のうち事実に関する情報のみとし、評価に関する情報は除くものとする。

(訂正請求の取扱い)

第19条 本人からその個人情報の開示の請求があったときは、個人情報保護管理責任者は、次の各号に定める場合を除き、その個人情報を訂正するものとする。

- (1) 本人が指摘した内容が事実と異なる場合
- (2) 最新の個人情報と内容が異なる場合であっても、履歴情報としてある一定の過去の情報が必要な場合及びある特定の状況下における情報が必要な場合等、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において訂正をしない必要がある場合
- (3) 訂正の対象が事実ではなく評価に関する情報である場合
- (4) 他の法令の規定により特別の手續が定められている場合

(開示請求及び訂正請求についての処理結果の記録)

第20条 個人情報管理責任者は、前2条に定める取り扱い結果を記録に残すものとする。

第7章 個人情報に係る違反行為への対応

(通報)

第21条 役職員は、次に掲げる事象（以下「個人情報に係る疑義事象」という。）に気づいたときは、その旨を通報することができる。

- (1) 個人情報に係る違反行為
 - (2) 個人情報に係る違反のおそれがある行為
 - (3) 個人情報保護の目的に即して疑義がある行為
- 2 個人情報に係る疑義事象は、次に掲げるいずれにも通報することができる。
- (1) 個人情報保護推進委員会
 - (2) 通報者の所属長
 - (3) ホットライン
- 3 通報者は、その氏名や所属等通報者を特定する事項を明らかにすることなく、かつ口頭、電話、電子メール、郵便その他いずれの方法でも個人情報に係る疑義事象を通報することができる。
- (コンプライアンス疑義事象の調査)

第22条 通報者の所属長又はホットラインが個人情報保護に係る疑義事象の通報を受けたときは、速やかに個人情報保護推進委員会にその内容を報告しなければならない。

- 2 個人情報保護推進委員会は、前項に定めるところにより個人情報に係る疑義事象の報告を受け、あるいは自ら個人情報に係る疑義事象の通報を受けたときは、速やかに個人情報保護推進委員会を招集し、通報内容を検討するとともに社長に報告しなければならない。
 - 3 個人情報保護推進委員会は、通報の内容が明らかに個人情報に係る違反行為でない場合を除き、速やかに事実関係の調査を実施しなければならない。
 - 4 調査を求められた役職員は、個人情報保護推進委員会の調査に誠実に協力しなければならない。
- (通報者の保護)

第23条 会社は、通報者に対し、通報したことをもって一切の不利益を与えてはならない。

(プライバシー等の保護)

第24条 個人情報保護推進委員会は、個人情報に係る疑義事象の調査を行うにあたっては、通報者、個人情報に係る疑義事象の当事者として通報された者及び個人情報に係る疑義事象の調査に協力する者のプライバシー、人権及び名誉等の保護について、十分に配慮しなければならない。

(個人情報に係る違反行為への措置)

- 第25条 調査の結果、個人情報に係る疑義事象が個人情報に係る違反行為に該当することが明らかになったときは、個人情報保護推進委員会は、次の措置をとるものとする。
- (1) 違反者に対する個人情報に係る違反行為の中止の命令
 - (2) 個人情報に係る違反行為の是正措置の実行又は関係部署に対する当該是正措置の実行の指示
 - (3) 個人情報に係る違反行為者を懲戒処分に処すべき旨の懲戒処分決定権者に対する意見具申
 - (4) 再発防止策（個人情報に係る違反行為が発生した事実の公表を含む。）の策定及び取締役に対する当該再発防止策の上申
- (通報者への通知)

第26条 個人情報保護推進委員会は、通報者に対し、速やかに、通報に係る疑義事象の調査を実施するかどうかを通知しなければならない。この場合において、個人情報に係る疑義事象の調査を実施しない旨を通知するものであるときは、その理由もあわせて通知しなければならない。

- 2 個人情報保護推進委員会は、調査が終了したときは、通報者に対し、遅滞なく、調査結果を通知しなければならない。この場合において、通報に係る事象が個人情報に係る違反行為に該当するものであることを通知する旨であるときは、個人情報保護推進委員会が当該個人情報に係る違反行為につき執った措置についても通知する。

第5章 懲戒処分
(懲戒処分)

第27条 会社は、個人情報に係る違反行為を行った役職員を懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の種類及び決定については、就業規則に定めるところによる。

第8章 監査

(監査)

第28条 内部監査室は、個人情報保護推進体制、個人情報保護体制の実施状況及び個人情報の管理の状況について監査を行うものとする。

2 前項に定める内部監査の実施については、内部監査規程に定めるところによる。

第9章 その他

(改廃、委任)

第29条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

2 この規程の実施について必要な事項は、個人情報保護推進委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。